

## 和歌山県農林水産関係試験研究機関における公的研究費の不正防止計画

平成31年3月26日 制定  
令和3年10月4日 一部改正  
令和6年4月1日 一部改正

和歌山県農林水産関係試験研究機関（以下「試験場等」という。）では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定（平成26年2月18日改正））及び（平成19年10月1日制定（平成26年12月18日改正）農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）」を踏まえ、公的研究費を適正に管理、運営し、不正使用を防止するため、以下のとおり不正防止計画を定める。

### 1 責任体制の明確化

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"><li>責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能しない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>和歌山県農林水産関係試験場科学研究費補助金等取扱規程（平成21年2月3日制定）により、下記のとおり責任体系を明確化した。</li><li>最高管理責任者：農林水産政策局長 不正使用の防止に係る役割を担い、公的研究費の運営、管理について最終責任を負う。</li><li>統括管理責任者：研究推進課長 最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営、管理について各試験場等を統括する実質的な責任と権限を持つ。</li><li>コンプライアンス推進責任者：各試験場等の場長又は所長 各試験場における公的資金の不正使用の防止について実質的な責任と権限を持つ。</li></ul>

### 2 適正な運営、管理の基盤となる環境の整備

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"><li>研究費の事務処理手続きに関するルールが理解されていない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事務処理マニュアル等を整備し、研究費の管理、運営に関わる全ての構成員（以下「構成員」という。）へ周知する。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>コンプライアンスに関する構成員の意識が希薄である。</li><li>研究費が公的資金であるという意識が希薄である。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>研究費の事務処理手続きのルールや職務権限を明確化し、構成員に対しコンプライアンス教育等を実施する。</li><li>構成員は、コンプライアンス教育等を受講し、研究費の不正使用等を行わない旨の誓約書を提出する。</li></ul>

### 3 不正を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定および実施

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>不正発生の要因を把握できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正には複数の要因が関わる可能性があることに留意し、不正発生要因を把握し、不正防止計画の進捗状況を確認するとともに、見直しを行う。</li> </ul>

### 4 研究費の適正な運営および管理

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>取引業者が研究員等と必要以上に密接な関係を結ぶことで癒着が生じ、不正な取引に発展する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物品の購入等に係る手続きは、県の支出等の手続きにより実施することで、取引業者と研究員等との不正取引を防止する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>旅行実績、物品の検収確認等が不十分のため、カラ出張や旅費の水増し請求等の不適正な請求、伝票等の不適切な処理につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>出張、物品の納品等の手続きは、県の規定等に従い実施することで、旅費の不適正請求、伝票等の不適切処理を防止する。</li> </ul>

### 5 情報発信、共有化の推進

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>研究費の使用ルール等の認知不足により、不正の発生につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員にとって分かりやすい研究費使用ルールを定め、使用ルール等の相談窓口を設置、周知する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>告発、調査等に関する取扱いが不明確なため、抑止効果が希薄になり、不正の発生につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究費の不正使用防止に関する調査体制、手続等を整備し、試験場内外からの告発を受け付ける通報窓口を設置し、HPで公表し周知する。</li> </ul>

### 6. モニタリング

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>実効性のあるモニタリングが不十分のため、不正の発生につながる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部監査を定期的、臨時的に行い実態把握に努め、研究員等へのヒアリングを積極的に行う。</li> </ul>